

令和元年 8 月 22 日

豊島区長 高野之夫殿

障害の有無に関わらず子供たちが安全に遊ぶことのできる遊び場の整備に関する要望書

都民ファーストの会豊島区議団・民主の会  
幹事長 細川正博

平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」は障害のある人に合理的配慮を行うことなどを通じて共生社会を実現することを目指しています。本区においても、手話言語条例の制定を始めとして、職員対応要領やマニュアルを整備して窓口対応を充実させるなど、合理的配慮を進めているところです。

しかしながら障害のある子供たちの遊び場への配慮については、本区のみならず都内でも十分に行き届いておりませんでした。

この問題につき都議会からの提案を受け、東京都は都立公園 2 箇所へ障害の有無に関わらず子供たちが安全に遊ぶことのできる遊び場を整備することを表明し、併せて区市町村に対して情報提供や研修開催など技術の共有化や情報発信などにつきサポートする方針を示しました。

共生社会を実現させるため、本区においても同様の施設整備をしていくべきと考えます。よって、下記について要望します。

#### 記

1. 区立公園等に、障害の有無に関わらず子供たちが安全に遊ぶことのできる遊び場の整備をすること。  
特に造幣局地区へ整備する「(仮称) としまキッズ・パーク」の遊具や舗装には配慮をして頂きたい。
2. 区立公園等の遊具や舗装などを改修する際には、障害の有無、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすくなるよう配慮すること。併せて相応するガイドラインの策定を検討して頂きたい。
3. 具体的な整備方針を固めてノウハウを蓄積している都からの情報収集を行うと共に、都が開催する研修への参加を積極的に行うこと。
4. 表記の遊び場整備の目的について区民への周知を行い、共生社会の実現を図ること。

以上